

# 民事司法を利用しやすくする懇談会 運営についての申し合わせ

2013年（平成25年）1月24日

民事司法を利用しやすくする懇談会 設立懇談会決定

## 1 名称

この懇談会は、民事司法を利用しやすくする懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

## 2 目的

懇談会は、民事司法改革の必要性とその方向性について、各界及び各層からなる委員によって真摯に議論を行い、関係諸機関に対し民事司法改革諸課題について問題提起及び提言を行うことを含め、改革の実現に向けた取組を推進することを目的とする。

## 3 組織と運営

- (1) 懇談会は、学識経験者、経済諸団体から推薦された委員、労働諸団体から推薦された委員、消費者諸団体から推薦された委員、日本弁護士連合会から推薦された委員で構成する。また、懇談会には、オブザーバーの参加を求めることができる。
- (2) 懇談会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。
- (3) 懇談会に、運営会議を置く。運営会議は運営委員で構成され、運営委員は、懇談会の委員から選出する。運営会議は、懇談会に提出する原案の作成、議題及び進行等の運営に関する事項を検討し、懇談会に提案する。
- (4) 運営会議は必要に応じて幹事を置くことができる。また、運営会議には、必要に応じて部会を置くことができる。部会は、委員及び幹事で構成し、諸課題について集中的な検討を行い、運営会議に提案する。
- (5) 懇談会に、事務局を置く。懇談会は、事務局を日本弁護士連合会に委託し、日本弁護士連合会は、懇談会の事務に必要な事務局員を派遣し、運営に伴う経費を支出する。

## 4 議事

- (1) 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

- (2) 懇談会の議事は、公開とする。懇談会を開いたときは、議事録を作成し、会議の配付資料とともに、これを公開するものとする。
- (3) 本申し合わせに定めるもののほか、懇談会の議事に必要な事項は、議長が懇談会に諮って決める。

## 5 存続期間

懇談会の存続期間は、この申し合わせの施行の日から目的達成までとする。